請　　書

令和6年11月28日

横浜市交通事業管理者

所　在　地
商号又は名称

代表者職氏名　　印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件　　名　　電話機(シャープ)　1個ほか　製品指定

契約区分　☑ 確定契約　　☐ 概算契約(概算数量契約)

契約金額

	百	十	万	十	百	十	円
			1	5	4	0	0

☑ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	十	百	十	円
		1	5	0	0

☐ 免税業者

内　訳　（品名：品質、形状等）	数　量	単　価	金　額
電話機　JD-G33CW	1	12,000	12,000
HDMIケーブル　HDM70-117SV	1	2,000	2,000
合　計			14,000

納入場所(履行場所)	交通局上永谷修繕工場	
納入期限(履行期限)	令和7年2月28日	
前金払	☑ しない	☐ する
部分払	☑ しない	☐ する（　　回以内）
部分払の基準	☐ 設計書のとおり	☐
支払時期の特約の確認	適法な請求書を受理した日から起算して30日以内	
契約約款の適用	☑ 物品供給契約約款 ☐ 委託契約約款 ☐ 賃貸借契約約款 ☐	☐ 物品製造(印刷製本)契約約款 ☐ 修繕請負契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款

※　「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

※　「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年３月水道局規程第７号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年３月交通局規程第11号）第２条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。